

吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第2項に規定する包括外部監査契約及び同条第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

（包括外部監査契約に基づく監査）

第2条 包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務の執行について監査をすることができる。

- (1) 本市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 本市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 本市が受益権を有する不動産の信託の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 本市の公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

（個別外部監査契約に基づく監査）

第3条 次に掲げる監査の請求又は要求をする者は、当該請求又は要求と併せて、当該監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- (1) 法第75条第1項の規定による監査
- (2) 法第98条第2項の規定による監査
- (3) 法第199条第6項の規定による監査
- (4) 前条各号に掲げる事項に関する法第199条第7項の規定による監査
- (5) 法第242条第1項の規定による監査

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。